

# 長野保健医療大学 研究倫理審査委員会規程

## (趣旨)

- 第1条 この規程は、長野保健医療大学学則第46条及び長野保健医療大学大学院学則第51条に基づき「研究倫理審査委員会」（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。
- 2 委員会は、教職員等が人及び人由来の材料を対象とした医学・保健学の研究を行うに際して、研究の倫理審査を行うことに関する重要事項について審議し推進する。

## (組織)

- 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 研究活動における統括管理責任者
  - (2) 研究科長
  - (3) 地域保健医療研究センターに所属する教員
  - (4) 第1号に掲げる統括管理責任者が指名する教員
  - (5) 外部委員（法律の専門家あるいは人文・社会科学の有識者）
- 2 前項第4号において複数の指名がある場合は、学部等の均衡に配慮することとする。
  - 3 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
  - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (委員の任期)

- 第3条 第2条第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審査)

- 第4条 本学において、医学・保健学の研究（学生が行う卒業研究を含む。）を行うときには、研究代表者（卒業研究にあつては指導教員）は、事前に委員会に申し出て、倫理審査を受けなければならない。
- 2 委員会は、研究があるべき倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかを審査し、適否を判定し、研究代表者に回答するものとする。
  - 3 委員会は、審査に際し、学外の学識経験者の意見を求めることができる。

## (会議)

- 第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

## (秘密保持)

第6条 委員会の構成員は、研究審査の段階で知りえた事実等について、秘密を保持しなければならない。

(作業部会)

第7条 委員会に、その業務を円滑に行うため、作業部会を設けることができる。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局で処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び研究の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、運営会議の議により行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。